

海田町行政改革指針

平成24年5月策定

海田町では、5か年計画である海田町行政改革大綱 実施計画【改訂版】に基づき、計画的に行政改革に取り組み、これまで一定の成果を上げてきた。

その実施計画の計画期間が平成24年度末で終了することとなっているが、変遷が激しい昨今の社会情勢にあっては、従来のように長期的展望を予測することが困難な状況となってきた。

したがって、今後の行政改革の実施については、新たな大綱や実施計画は作成せず、これらに代わり、「行政改革指針」を行政改革の基本方針として位置付け、次の取り組みを毎年度着実に実施することで、絶え間ない行政改革に取り組むこととする。

1. 事務事業の評価

(1) 決算における事業の費用対効果の検証

決算資料として作成している『主要施策の成果に関する説明書』を活用し、決算時に各事業課において、第4次海田町総合計画 前期基本計画 実施計画に掲載されている事業の費用対効果の検証を行い、事業の見直し・改善につなげる。

これに伴い、現行の事務事業評価制度は廃止し、毎年度作成していた『事務事業評価シート』は、『主要施策の成果に関する説明書』の【主な事業の説明書】に統合する。

(2) 長期間継続して実施している事務事業の個別評価と見直し・改善

新たな事務事業評価制度を導入し、上記の検証とは別に、長期間継続して実施しているソフト事業について、毎年度、原則各課1事業を個別に評価し、事務事業の見直し・改善を行う。

2. 適正な職員配置

毎年度、事務量の把握に努め、適正な職員配置を行う。